

熊本県公報

第 1 1 3 2 7 号
平成 17 年 10 月 26 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

○あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定	(市町村総室)	1
○ "	(")	2
○ "	(")	2
○予算の専決処分	(財政課)	2
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(会計課)	5
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領	(")	5
○定数漁業の許可申請期間の公示	(漁政課)	5
○鳥獣保護区の設定の一部改正	(自然保護課)	5
○ "	(")	6
○ "	(")	7
○特別保護地区設定の廃止	(")	8
○特別保護地区再指定の廃止	(")	8
○特別保護地区の指定	(")	8
○休猟区設定の廃止	(")	8
○休猟区の指定	(")	8
○銃猟禁止区域設置の一部改正	(")	9
○ "	(")	9
○銃猟禁止区域の指定	(")	10
○銃猟禁止区域設置の廃止	(")	10
○第9次鳥獣保護事業計画の一部変更	(")	10
○道路の供用開始	(道路総務課)	10
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室)	10
○指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)	(")	11
○ "	(")	11
○指定居宅サービス事業所の指定 (福祉用具貸与)	(")	11
公 告		
○林業種苗生産事業者講習会の開催	(森林整備課)	11
○道路の位置指定	(建築課)	12
○ "	(")	12
○男性警察官用短靴の一般競争入札の実施	(管理調達課)	12
○男性警察官用靴下の一般競争入札の実施	(")	14
○肥料登録有効期間更新	(経営技術課)	17
○パソコン及びプリンタの借入れに係る一般競争入札の落札者決定	(情報企画課)	17
○特定非営利活動法人の設立認証申請	(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	17
○ "	(")	17
○ "	(")	18
○ "	(")	18
○ "	(")	18
○ "	(")	19
○ "	(")	19
○開発行為工事完了	(建築課)	19

告 示

熊本県告示第1235号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨河浦町長から届出があった。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡河浦町大字宮野河内字船津4の16、1の3、1の2、1の4、字雲津2065、2064の6地先並びに字船津4の16、4の11、4の10、3の1に隣接介在する道路地先並びに字雲津2064の6、2064の4に隣接する無番地地先 公有水面埋立地 1,126.84 平方メートル	天草郡河浦町大字宮野河内字船津

熊本県告示第1236号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨上天草市長から届出があった。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
上天草市姫戸町姫浦字包石4607の4、4613の4、4613の5、4529の2、4619の1、4619の4、4619の3、4619の5、字京塚4624の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先公有水面埋立地 1,164.89 平方メートル	上天草市姫戸町姫浦字包石

熊本県告示第1237号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨上天草市長から届出があった。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
上天草市大矢野町登立字松ヶ崎14258の6地先並びに14258の8、14258の6に隣接する無番地地先並びに14258の6、557の4に介在する無番地地先公有水面埋立地 604.45 平方メートル	上天草市大矢野町登立字松ヶ崎

熊本県告示第1238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成17年10月6日付けで専決した平成17年度熊本県一般会計補正予算（第4号）の要領は、次のとおりである。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

専第16号

平成17年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

平成17年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ738,400,115千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年10月6日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		1,232,234	29,959	1,262,193
	1 繰 越 金	1,232,234	29,959	1,262,193
歳 入 合 計		738,370,156	29,959	738,400,115

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		34,746,276	29,959	34,776,235
	1 選 挙 費	1,394,691	29,959	1,424,650
歳 出 合 計		738,370,156	29,959	738,400,115

熊本県告示第 1239 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成 17 年 10 月 11 日から適用する。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中「九州労働金庫 芦北支店 芦北郡芦北町花岡 1811-13」を削る。

熊本県告示第 1240 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「

肥後銀行水俣支店	九州労働金庫水俣支店
肥後銀行佐敷支店	九州労働金庫芦北支店

」を「

肥後銀行水俣支店	九州労働金庫水俣支店
----------	------------

」に改める。

労働金庫水俣支店」に改める。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 11 日から適用する。

熊本県告示第 1241 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	不知火海

2 申請期間

平成 17 年 10 月 26 日から平成 17 年 11 月 2 日まで

熊本県告示第 1242 号

昭和 40 年 10 月 14 日熊本県告示第 727 号の 3（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成 17 年 11 月 1 日から適用する。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 8 条ノ 2 の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 108 号）第 18 条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第 9 項の規定により告示する。」に改める。

蛇ヶ谷鳥獣保護区の項中「2 区域 熊本県玉名市大字立願寺字小袋 1598 ノ 1 玉名市有の蛇ヶ谷自然公園の区域」を「2 区域 玉名市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）に、「4 存続期間 平成 7 年 11 月 1 日から平成 17 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 17 年 11 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日まで」に改める。

甲佐鳥獣保護区の項を削る。

市房鳥獣保護区の項中「2 区域 球磨郡水上村大字湯山の多良木営林署市房国有林の 30 林班と民有林の境界と熊本県と宮崎県の境界との交点を起点とし、熊本県と宮崎県との境界に沿って南東へ進み、多良木営林署市房国有林の 28 林班と民有林の境界との交点に至る。同所から右折し、同国有林と民有林の境界に沿って北西へ進み、横手林道との交点に至る。同所から同林道に沿って北西へ進み、抜川との交点に至る。同所から右折し、同川に沿って東へ進み、村道上本野線に通じる歩道との交点に至る。同所から同歩道に沿って北へ進み、村道上本野線との交点に至る。同所から同村道に沿って北へ進み、村道本野縦

断線との交点に至る。同所から右折し、村道本野縦断線に沿って東へ進み、自然休養村農道本野線との交点に至る。同所から右折し、同農道に沿って東へ進み、熊本県分収県有林市房団地の231林班と私有林の境界との交点に至る。同所から同境界に沿って北へ進み、山村基幹農道との交点に至る。同所から右折し、同農道に沿って北東へ進み、熊本県分収県有林市房団地231林班と私有林の境界との交点に至る。同所から右折し、林の境界に沿って北東へ進み、水上村有林と私有林との交点に至る。同所から右折し、林の境界に沿って北東へ進み、熊本県純県有林市房団地47林班と私有林との境界との交点に至る。同所から同純県有林と私有林の境界に沿って北へ進み、市房第二縦走道との交点に至る。同所から右折し、同第二縦走道に沿って東へ進み、多良木営林署市房国有林30林班と民有林の境界との交点に至る。同所から同境界に沿って東へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 球磨郡水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成7年11月1日から平成17年10月31日まで」を「4 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」に改める。

十万山鳥獣保護区の項中「2 区域 本渡市亀場町の県道本渡五和線と国道266号との交点を起点とし、同国道に沿って南西へ進み、市農道池野線との交点に至る。同所から右折し、同農道に沿って北西へ進み、市道黒仁田線との交点に至る。同所から同市道に沿って北東へ進み、県道本渡下田線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って北東へ進み、県道本渡五和線との交点に至る。同所から右折し、県道本渡五和線に沿って南東へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 本渡市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成7年11月1日から平成17年10月31日まで」を「4 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」に改める。

熊本県告示第1243号

昭和50年10月31日熊本県告示第929号の2（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成17年11月1日から適用する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第18条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

底江鳥獣保護区の項中「1 名称 底江鳥獣保護区」を「1 名称 大岳鳥獣保護区」に、「2 区域 宇土郡三角町大口の国道266号と三角町と不知火町の境界との交点を起点とし、三角町と不知火町との境界線に沿って南東へ進み、観音岬海岸線との交点に至る。同所から右折し、同海岸線に沿って西へ進み、里浦川河口左岸との交点に至る。同所から右折し、同川左岸に沿って北へ進み、国道266号との交点に至る。同所から右折し、同国道東へ進み、町道古場線との交点に至る。同所から左折し、同町道に沿って北東へ進み、国有林大岳林道との交点に至る。同所から同林道に沿って北東へ進み、国有林と民有林の境界との交点に至る。同所から右折し、同国有林と民有林の境界に沿って南東へ進み、通称三角不知火境界農道との交点に至る。同所から右折し、同農道に沿って南へ進み、町道底江大口線との交点に至る。同所から、三角町と不知火町との境界に沿って南東へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成7年11月1日から平成17年10月31日まで」を「4 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」に改める。

豊秋鳥獣保護区の項を削る。

吉尾鳥獣保護区の項中「2 区域 葦北郡芦北町の県道吉尾田浦線と町道岩屋川内線との交点を起点とし、同町道に沿って東北東へ進み、同町道から町道内木場線に通ずる歩道との交点に至る。同所から同歩道に沿って北東へ進み、町道内木場線との交点に至る。同所から右折し、同町道に沿って南東へ進み、町道川嶽線との交点に至る。同所から右折し、同町道川嶽線に沿って南へ進み、県道白石花岡線との交点に至る。同所から右折し、同県道に沿って西へ進み、県道吉尾田浦線との交点に至る。同所から右折し、県道吉尾田浦線に沿って北へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 葦北郡芦北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「4 存続期間 平成7年11月1日から平成17年10月31日まで」を「4 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」に改める。

芦北鳥獣保護区の項中「2 区域 葦北郡田浦町大字海浦の国道3号と県道田浦佐敷港芦北線との交点を起点とし、同国道に沿って北東へ進み、町道佐敷太郎線との交点に至る。同所から右折し、同町道に沿って南へ進み、町道道川内田浦線との交点に至る。同所から町道道川内田浦線に沿って南東へ進み、町道白石向町線との交点に至る。同所から町道白

ら平成17年10月31日まで」を「4 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」に改める。

熊本県告示第1245号

昭和60年10月31日熊本県告示第829号（特別保護地区の設定）は平成17年10月31日付けで廃止する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第1246号

平成7年10月31日熊本県告示第837号の2（鳥獣保護区特別保護地区の再指定）は平成17年10月31日付けで廃止する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第1247号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 名称 白髪岳特別保護地区
区域 球磨郡あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 150ヘクタール
存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 2 名称 市房特別保護地区
区域 球磨郡水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 56ヘクタール
存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

熊本県告示第1248号

平成14年10月23日熊本県告示第827号（休猟区の設定）は平成17年10月31日付けで廃止する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第1249号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 三加和休猟区
区域 玉名郡三加和町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,120ヘクタール
存続期間 平成17年11月1日から平成20年10月31日まで
- 2 東緑川休猟区
区域 上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,046ヘクタール
存続期間 平成17年11月1日から平成20年10月31日まで
- 3 乙女休猟区
区域 上益城郡甲佐町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 520ヘクタール
存続期間 平成17年11月1日から平成20年10月31日まで
- 4 下岳休猟区

- 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。）
面積 1,100 ヘクタール
存続期間 平成 17 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで
- 5 八峰山休猟区
区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。）
面積 1,250 ヘクタール
存続期間 平成 17 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで
- 6 松ヶ野休猟区
区域 球磨郡多良木町、あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。）
面積 1,550 ヘクタール
存続期間 平成 17 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで
- 7 竹の川休猟区
区域 球磨郡五木村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。）
面積 2,250 ヘクタール
存続期間 平成 17 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで
- 8 苓北休猟区
区域 天草郡苓北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。）
面積 3,279 ヘクタール
存続期間 平成 17 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 1250 号

昭和 43 年 9 月 26 日熊本県告示第 759 号（銃猟禁止区域設置）の一部を次のように改め、平成 17 年 11 月 1 日から適用する。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第 12 項の規定により告示する。」に改める。

城南銃猟禁止区域の項中「2 区域 下益城郡城南町大字東阿高の県道松橋熊本線と町道東阿高学校線との交点を起点とし、同県道に沿って北へ進み、県道今吉野甲佐線との交点に至る。同所から右折し同県道今吉野甲佐線に沿って南東へ進み、町道舞原東西 5 号線との交点に至る。同所から右折し同町道に沿って西へ進み、町道舞原南北 4 号線との交点に至る。同所から左折し同町道舞原南北 4 号線に沿って南へ進み、城南町と甲佐町との境界線との交点に至る。同所から右折し同境界線に沿って南へ進み、県道宇土甲佐線との交点に至る。同所から右折し同県道に沿って西へ進み、町道豊田小学校東側線との交点に至る。同所から同町道に沿って南西へ進み、町道旭町鰐瀬線との交点に至る。同所から右折し同町道旭町鰐瀬線に沿って北西へ進み、町道高速中尾線との交点に至る。同所から左折し同町道高速中尾線に沿って南へ進み、町道東阿高学校線との交点に至る。同所から右折し同町道東阿高学校線に沿って西へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 下益城郡城南町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。）」に、「3 面積 719 ヘクタール」を「3 面積 1,077 ヘクタール」に、「4 存続期間 平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 17 年 11 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日まで」に改める。

熊本県告示第 1251 号

平成 4 年 10 月 26 日熊本県告示第 792 号（銃猟禁止区域設置）の一部を次のように改め、平成 17 年 11 月 1 日から適用する。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 10 条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和 25 年農林水産省令第 108 号）第 27 条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第 12 項の規定により告示する。」に改める。

熊本港銃猟禁止区域の項中「2 区域 熊本市(次の図に示す部分に限る。)(「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)」を「2 区域 熊本市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)」に、「3 面積 735 ヘクタール」を「3 面積 924 ヘクタール」に「4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで」を「4 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」に改める。

熊本県告示第1252号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第12項の規定により告示する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 名称 鞍岳銃猟禁止区域
- 2 区域 菊池市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 80 ヘクタール
- 4 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

熊本県告示第1253号

平成7年10月27日熊本県告示第831号(銃猟禁止区域設置)は平成17年10月31日付で廃止する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第1254号

第9次鳥獣保護事業計画(平成14年3月29日熊本県告示第305号)を一部変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第4項の規定により公表し、変更後の同計画内容について熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務(森林保全)課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第1255号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年10月26日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般 県道	瀬田竜田 線	菊池郡大津町大字大林字前田 同大字 字檜木	147番 地先から 195番 地先まで	320.0 緊道整

- 2 供用開始する期日 平成17年10月26日

熊本県告示第1256号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
健軍くらしささえ愛工房 熊本市栄町2番15号	特定非営利活動法人おーさぁ	平成17年10月20日

熊本県告示第1257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
健軍くらしささえ愛工房 熊本市栄町2番15号	特定非営利活動法人おーさぁ	平成17年10月20日

熊本県告示第1258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスあおば 荒尾市荒尾1074番地	社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会	平成17年10月18日

熊本県告示第1259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルスレント熊本ステーション 熊本市上京塚2番地16号	株式会社セイコウ九州	平成17年10月18日

公 告

熊本県公告第785号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成17年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 実施の目的
種苗生産事業者に対して、種苗生産流通等に関し、必要な知識を修得させること。
- 2 開催日時等
 - (1) 開催日時
平成17年12月14日（水） 午前10時から
 - (2) 開催場所及びその所在地
熊本県林業研究指導所
熊本市黒髪八丁目222-2
 - (3) 受付時間
午前9時30分から午前9時50分まで
- 3 講習科目及び講習時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込方法

所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額（14,000円）に相当する熊本県収入証紙及び写真をはり付け、平成17年11月25日までに熊本県林務水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に提出すること。

なお、既に納入した講習手数料は、返還しない。

5 その他

(1) 前記講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。

(2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。

(3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。

(4) 不明な点は、熊本県林務水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に問い合わせること。

熊本県公告第786号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町曲野187番地3
- 2 築造者の氏名 徳永次雄
- 3 道路の位置 宇城市松橋町曲野字片林102番4
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 47.00メートル
- 6 指定年月日 平成17年10月3日
- 7 指定番号 宇城景建第22号

熊本県公告第787号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 築造者の住所 熊本市田迎五丁目4番6号
- 2 築造者の氏名 熊本タカスギ株式会社
- 3 道路の位置 菊池郡合志町大字幾久富字建山1909番1658
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 5.00メートル
- 6 指定年月日 平成17年10月6日
- 7 指定番号 菊池景建第39号

熊本県公告第788号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮谷 義子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
男性警察官用短靴 2,361足
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成18年2月28日（火）
- (4) 納入場所
熊本県警察本部各課及び各警察署等
- (5) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者においては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者においては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5の(3)記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品の見本品（現品）を熊本県警察本部警務部警務課装備係に提出し、確認を受けたことを証明する書類を入札書の提出期限までに4に記載する場所に提出した者であること。
なお、見本品（現品）の提出期間は、平成17年10月26日（水）から平成17年11月21日（月）までの（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時までとする。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096 - 383 - 1111 内線 6349、6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年10月26日（水）から平成17年11月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成19年9月30日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成19年7月1日から平成19年7月31日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096 - 383 - 1111 内線 6348
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成17年10月26日（水）から平成17年11月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成17年11月29日（火）午前10時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館2階）
 - (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年11月28日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又

- はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成17年11月24日（木）までに4に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第789号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
男性警察官用靴下（冬用） 5,706 足
男性警察官用靴下（夏用） 5,706 足
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成18年2月28日（火）
- (4) 納入場所
熊本県警察本部各課及び各警察署等

- (5) 入札方法
- ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の見本品（現品）及び仕様書の3に示す製造引受書、出荷引受書を熊本県警察本部警務部警務課装備係に提出し、確認を受けたことを証明する書類を入札書の提出期限までに4に記載する場所に提出した者であること。
なお、見本品（現品）及び製造引受書、出荷引受書の提出期間は、平成17年10月26日（水）から平成17年11月22日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時までとする。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096 - 383 - 1111 内線 6349、6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年10月26日（水）から平成17年11月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成19年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成19年7月1日から平成19年7月31日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096 - 383 - 1111 内線 6348
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成17年10月26日（水）から平成17年11月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時

- 平成17年11月29日(火)午前11時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年11月28日(月)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成17年11月24日(木)までに4に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
10 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第790号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1329号	魚かす粉末	魚粕粉末2号	窒素全量 ：8.5 りん酸全量 ：7.0	該当なし	野口寛 熊本県牛深市久玉町1463 －13番地	平成17年10月24日

熊本県公告第791号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
パソコン及びプリンタの借入れ
パソコン653セット及びプリンタ159セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課管理班
郵便番号862－8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年8月18日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECリース株式会社熊本支店
熊本市水道町8番6号
- 5 落札金額（月額）
1,697,640円（うち消費税及び地方消費税の額80,840円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成17年7月8日

熊本県公告第792号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年9月16日
- 2 名称
NPO法人健寿会
- 3 代表者の氏名
田邊 扶志子
- 4 主たる事務所の所在地
牛深市久玉町2007番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域高齢者に対して、地域のサポート体制を強化しながら高齢者支援に関する事業を行い、高齢者が尊厳をもって可能な限り、在宅で、また地域で安心して暮らすことに寄与することを目的とする。

熊本県公告第793号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年9月20日
- 2 名称

- NPO 法人 ボランティアネット夢工房
- 3 代表者の氏名
佐藤 豊
 - 4 主たる事務所の所在地
上益城郡山都町北中島 3014 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者又は障害者、災害弱者に対して、生き甲斐活動支援や介護予防、災害時の非難対策に関する事業を行い、住みやすい地域高齢社会に寄与することを目的とする。そのために、認知症の予防や、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、地域密着型のボランティア活動を行う。さらに、川にはメダカ、ドジョウがすみ、河原には蛍が飛び交う環境を守る。そのため、清掃活動などを通じて身近なところから将来を見つめ誰でも気軽に参加できるボランティア活動の輪を広げる。地元雇用の創出、利用者と同様なじみのスタッフが対応にあたり、認知症の方が安心して暮らせる町づくりを図ります。

熊本県公告第 794 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 9 月 21 日
- 2 名称
特定非営利活動法人 NPO まい
- 3 代表者の氏名
松本 一喜
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市馬渡一丁目 5 番 7 号

5 定款に記載された目的

この法人は、分野や地域を越えた民間非営利組織の活動基盤の強化と、それらと企業及び政府・地方公共団体とのパートナーシップの確立を図る。また、市民に対して、生活・環境の向上を図るため、男女共同参画社会の実現に向けた調査、意識啓発、まちづくりや環境保全に関する提言・意識啓発、介護福祉に係る情報提供、医療・介護・福祉サービス等の第三者評価事業及び人材育成事業を行い、不特定多数のもの利益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 795 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 9 月 21 日
- 2 名称
NPO 法人八代福祉開発・集いの家
- 3 代表者の氏名
藤本 幸吉
- 4 主たる事務所の所在地
八代市古閑中町 628 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、八代市及び近郊の障害者及び高齢者をはじめとする不特定多数の福祉サービスを必要とする人々に対して、日常生活及び自立支援・援助などの福祉に関する事業を行い、住み慣れた地域で家族や友人と一緒に暮らして行ける社会の実現・福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 796 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 9 月 27 日
- 2 名称
特定非営利活動法人介護の輪
- 3 代表者の氏名

- 吉永 修
- 主たる事務所の所在地
宇城市松橋町浦川内 824 番地 8
 - 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、摂食嚥下訓練、予防・口腔ケアについての研究・啓蒙活動に関する事業を行う。また、地域における介護のスペシャリスト・他団体・行政等と連携し介護活動の円滑化を促進すると共に、地域住民の介護意識向上のため、研修・ボランティアを通して啓蒙活動を行う。以上の活動を通じて、地域住民の QOL の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 797 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 17 年 9 月 30 日
- 名称
特定非営利活動法人上天草アクティブセンター
- 代表者の氏名
山川 清英
- 主たる事務所の所在地
上天草市大矢野町維和 4960 番地
- 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して食育と福祉医療及び、環境保全と文化の振興に関する事業を、地域に根ざした活動で行い、すべての市民が健やかに暮らせる地域社会づくりの増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 798 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 17 年 10 月 5 日
- 名称
特定非営利活動法人市民行政コンサルティング協会
- 代表者の氏名
松田 誠也
- 主たる事務所の所在地
熊本市
- 定款に記載された目的
この法人は、一般市民及び行政機関を取り巻く様々な諸問題に対して、各有志士業スタッフが必要により横断的又は行政機関との連携を図ることで、「総合支援集団」として専門的又は個別的に調査、研究、診断、助言及び提案等を行い、人々が安心して生活できる社会の創造・創出に寄与することを目的として設立する。

熊本県公告第 799 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市海士江町字下毛 2927 番 1、同 2928 番 1、同 2928 番 2、同 2929 番、同 2930 番及び同 2931 番
6,665.12 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
株式会社 大創産業

